



文京 共創フィールド プロジェクト

BUNKYO CO-CREATION FIELD PROJECT

令和8年4月1日～

文京共創フィールドプロジェクト



▲事前相談はこちら



▲申請はこちら

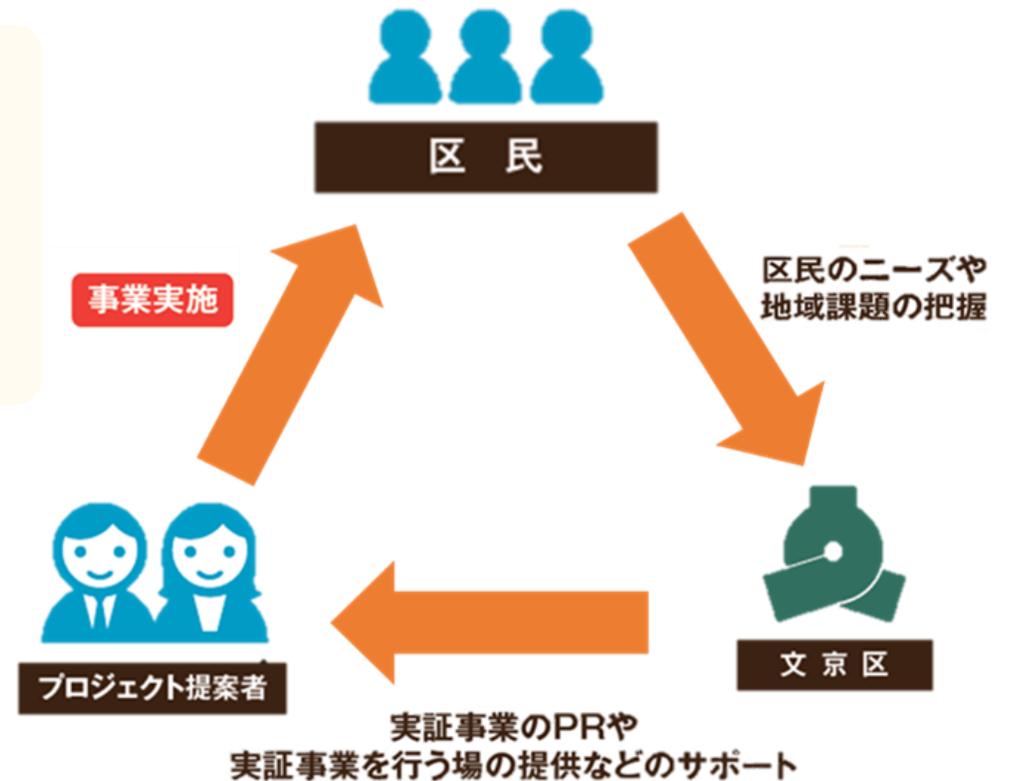
問い合わせ先
文京区企画政策部企画課

E-MAIL. b-tas@city.bunkyo.lg.jp
TEL. 03-5803-1126
土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

1 事業目的

文京区をフィールドとし、**地域課題や社会的課題の解決を目的**とした
 スタートアップ企業や大学等が実施する**先進的・画期的な技術等を活用
 した実証事業等**に対し、各種支援を行う事業です。

採択した事業に対しては、区の関係部署とのマッチング、実証事業等に
 伴う区有施設等の実証の場の提供及び区の広報物を活用した事業の周知等
 の支援を行います。



2 応募できる企業等

- ① 法人格を有していること。
- ② 企業等の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- ③ 会計処理を適切に処理していること。
- ④ 政治、宗教、選挙活動を目的とする企業等ではないこと。
- ⑤ 文京区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 過去に区又は他の行政機関から助成等を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 対象となる事業

次の要件をすべて満たす企業等とします

- 1 文京区内で実施し、地域課題や社会的課題の解決を図る内容であること。
- 2 先進的・画期的な技術に基づく実証事業等であること。
- 3 特定の個人又は法人その他の企業等の利益を図ることを目的とする事業でないこと。
- 4 政治、宗教、選挙活動を目的とする事業ではないこと。
- 5 調査又は研究のみを目的とする事業ではないこと。
- 6 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- 7 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- 8 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

4 留意事項

1 実績報告等について

事業完了後、速やかに区へ実績報告書を提出いただきます。また、やむを得ず、事業の変更・中止をしようとする場合は、事前に区と協議してください。

2 区の調査等について

区は、必要に応じて、実証事業の実施に係る状況報告等を求め、必要な措置を求める場合があります。

3 個人情報について

個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、適正を期してください。

4 申請内容の取扱いについて

提出いただいた申請内容は個人情報を除き、公表する場合がありますのでご注意ください。
また、申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は申請者の負担となります。

5 申請から採択までの流れ



※ 期間は目安です。前後する場合がありますので、ご注意ください。

① 事前相談

実証内容や区へ希望するサポート内容について、**申請前の事前相談を必須とします。**

下記WEBフォームより、必要事項を入力の上、お申し込み下さい。

<https://logoform.jp/form/6KSu/154080>



【事前相談フォーム】

② 申請

下記WEBフォームより、必要事項を入力の上申請ください。

<https://logoform.jp/form/6KSu/155750>



【申請フォーム】

【主な申請必要内容】

実証事業概要 : 実証事業の目的・内容やスケジュール、実証事業の成果が地域課題の解決にどのようにつながるか、記載してください。(資料添付での説明も可)

区に期待する支援内容 : 実証事業の実施にあたり、文京区に求める支援内容の希望について具体的に記載してください。

【必要書類】

申請書兼同意書（指定様式）※ / 法人登記事項証明書 / 前年の納税証明書（国税・地方税） / 定款の写し

※ 申請書兼同意書（指定様式）は区ホームページよりダウンロード可能です。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/torikumi/b-tas/b-tas-gyouseirenkei.html>

③ 審査

【一次審査（書面による審査）】

「社会的貢献度」「新規性・創造性」「成長性」「実現可能性」を踏まえ、選定いたします。

【二次審査（面談による審査）】

提案事業について、プレゼンテーションを行っていただきます。内容及び質疑応答を踏まえ、採択事業を選定します。

④ 採 択

採択された事業等は、準備が整い次第、実証事業を開始いただけます。

6 留意事項

① 実績報告等について

事業完了後、速やかに区へ実績報告書を提出いただきます。また、やむを得ず、事業の変更・中止しようとする場合は速やかに区へ事前に連絡をお願いいたします。

② 区の調査等について

区は、必要に応じて、実証事業の実施に係る状況報告等を求め、必要な措置を求める場合があります。

③ 個人情報について

個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、適正を期してください。

④ 申請内容の取扱いについて

提出いただいた申請内容は個人情報を除き、公表する場合がありますのでご注意ください。
また、申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は申請者の負担となります。